

相原村文書 『郡役所往復書』（明治三十四～三十七年）

○明治三十七年十一月十七日 小学校記念植林のための
官有地処分規則について

高庶第四八六九号

直接公用ヲ廃止シタル官有地ヲ戦時経

営事業トシ小学校記念植林ニ充ルノ目

的ヲ以テ、其所在町村又八町村ノ一区若クハ学校

組合等ヨリ払下ヲ受ケントスルトキハ、官有地特

別処分規則第一条第一号ノ範囲内ニテ処理

シ得ラルゝ旨、其筋ヨリ申越候条、此段及

通牒候也

明治三十七年十一月十七日

高座郡役所 印

相原村役場 御中